

# 沖縄県病害虫総合防除計画

令和6年3月

沖 縄 県

# 目 次

1	計画策定の趣旨	1
2	総合防除の実施に関する考え方	2
3	指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容	3
4	異常発生時防除の内容及び実施体制	29
5	病虫害防除の推進体制	31
6	その他事項	33
	・ 計画の改訂	

## 1 計画策定の趣旨

病虫害の防除は営農活動の基本であり、亜熱帯海洋性気候由来の病虫害・雑草の多発など、他府県と比べて厳しい生産環境下にある本県において、自ら栽培する農産物への被害のみならず、周辺ほ場へのまん延や波及の抑制の観点から、欠かすことのできない極めて重要な活動である。

一方で、農業生産を巡る状況は、経済のグローバル化に伴う人やモノの移動の活発化による病虫害の侵入リスクの高まり、気候変動を背景とした病虫害の発生量や分布域の拡大、化学農薬への過度な依存による薬剤抵抗性の発達等への対応、加えて、消費者の食の安全安心や環境負荷の低減に対する意識の高まりなど、目まぐるしく変化している。

そのような状況の変化に対応するため、国は令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定・公表し、化学農薬使用量（リスク換算）を2050年までに50%低減するとの目標を掲げるとともに、植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）を一部改正（令和5年4月1日施行）し、国の指定有害動植物<sup>1</sup>の総合防除を推進するための基本的な指針（総合防除基本指針）に基づき、都道府県が同指針に則した総合防除計画を策定し、病虫害の発生の予防等を含む総合防除<sup>2</sup>を推進するための制度を創設した。

本県においても、こうした状況の変化に的確に対応し、総合防除の普及を図る必要があることから、本県の主要な病虫害のうち指定有害動植物を対象に、法第22条の3第1項の規定に基づき、「沖縄県病虫害総合防除計画」を策定するものである。

---

<sup>1</sup> 有害動物又は有害植物であつて、国内における分布が局地的でなく、又は局地的でなくなるおそれがあり、かつ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、その防除につき特別な対策を要するものとして、法第22条第1項において、農林水産大臣が指定するもの。

なお、「有害植物」とは、真菌、粘菌及び細菌並びに寄生植物及び草（その部分、種子及び果実を含む。）並びにウイルスであつて、直接又は間接に有用な植物を害するもの。「有害動物」とは、昆虫、だに等の節足動物、線虫その他の無脊椎動物又は脊椎動物であつて、有用な植物を害するもの。（法第2条）

<sup>2</sup> 「有害動物又は有害植物の防除のうち、その発生及び増加の抑制並びにこれが発生した場合における駆除及びまん延の防止を適時で経済的なものにするために必要な措置を総合的に講じて行うものをいう。」とされている。

## 2 総合防除の実施に関する考え方

法第22条の3第2項第1号に基づき、総合防除の実施に関し、以下の考え方に基づき防除対策を推進する。

1. 発生予察調査の高度化・迅速化による的確な予察情報の提供により、各地域において適期に効果的な防除を推進する。
2. 指定有害動植物など特異的に発生する病害虫に対しては、関係機関と緊密な連携を図りながら、迅速にまん延防止を図り、農作物への被害防止に努める。
3. 化学的防除の他、有機物施用による土づくり等により農作物の健全な生育を確保して病害虫の発生を抑制する耕種的防除、防虫ネット等を利用して病害虫の発生を抑制する物理的防除、土着天敵の利用等を組み合わせた生物的防除を推進する。
4. 化学農薬の使用については、害虫の抵抗性や病原菌の耐性の発達を回避するため、同一農薬や同一作用機構を有する農薬の連用を避ける。
5. 農薬の使用にあたっては、農薬取締法に基づき登録された農薬を使用し、容器に表示してある使用方法、注意事項を必ず確認し、その内容を遵守するとともに、自然環境、周辺作物、地域住民等周辺環境に対し配慮する。
6. 農薬の安全使用の確認や消費者への情報提供に対応できるよう、農薬使用履歴の記帳を行うとともに、農業生産工程管理（GAP）の導入等安全安心な農作物の生産を推進する。

### 3 指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容

法第22条の3第2項第2号に基づき、農林水産大臣が指定する指定有害動植物のうち、沖縄県で栽培される主な農作物を対象に、総合防除の内容を記載したものである。

#### (1) 水稲

指定有害動植物	総合防除の内容
いもち病	<p>被害わら・被害もみ・もみがらが苗代期～本田初期の葉いもちの第一次伝染源になって蔓延する。葉いもち病菌は、19℃前後から孢子形成し孢子飛散が活発になる。多湿の条件下での稲体への侵入は6時間で十分である。稲体の耐病性は苗代期～分けつ期および穂ばらみ期～出穂期に最も弱い。防除のねらいは、この時期の感染、孢子飛散の防止におく。薬剤による防除について、苗いもち病では、は種後中期頃から2～3回散布、葉いもち病では分けつ期に1～2回、穂いもち病では出穂直前に1～2回散布する。</p> <p>(主な防除法)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・無病の種もみや無病の苗を選ぶ。</li><li>・種子消毒を行う。</li><li>・窒素肥料の多用、とくに常発地では穂肥の多用を避ける。なお、ケイ酸資材は抑制効果がある。</li><li>・り病稲わら、り病もみがらは処分する。</li></ul>

<p>ごま葉枯病</p>	<p>育苗期よび本田では出穂後に発生が多くなる。穂首、枝梗、もみ、節にも発生し、一般には変色穂、変色節と呼ばれ、穂枯れの一因となる。おもな伝染源は、種もみ、被害わらについて越冬した病原菌で、イネの栄養生理が悪い状態のときに発生しやすい。種子消毒で予防する。耕土の浅い水田、排水の悪い水田などに多い。また、肥料持ちの悪い状態、有機質の不足のときにも発生が多い。砂質土壌などでの発生が多く、夏期高温でしかも日較差の少ないときに多発する。</p> <p>(主な防除法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堆肥や緑肥などの有機質肥料を多く用い、できるだけ深耕して土性の改善に努める。</li> <li>・肥料切れ時に多発する傾向にあるので、肥料もちが悪い水田では、窒素肥料は分施、カリ肥料、ケイ酸質肥料は十分に施す。</li> <li>・常発地では客土を行い、低湿地帯では排水をよくする。</li> <li>・り病稲わらを処分する</li> </ul>
<p>ばか苗病</p>	<p>本病は育苗箱での発病が多い。とくに加湿設備のある育苗施設での発病が多い傾向にあるので、種子消毒の徹底が必要である。出穂開花期に飛散した胞子がもみに寄生または付着して翌年の伝染源となるので、種子対策がとくに必要である。出穂期の気温が高いほどもみ感染率は高い。</p> <p>(主な防除法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・種子伝染するので発生田からは採取しない。</li> <li>・種子更新と塩水選で良質の種もみを選ぶ。塩水選はばか苗病のり病もみ除去に有効である。</li> <li>・消毒後の種もみは生わらと接触しないようにする。</li> <li>・催芽は短時間で行う。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苗代への生わら、生もみがらの混入を避ける。</li> </ul>
もみ枯細菌病	<p>本病は種子伝染し、発病穂中の外観健全もみにも存在する。通常、本田での発生が多く、気温が高めの年や出穂前後の多雨、また多肥も発病を助長する。出穂後のもみに発生し、褐変や劇症の場合は白化して不稔となる。直立した重症穂の場合、いもち病と異なり枝梗まで枯れることはない。水田全面に均一に発生することはまれで、まとまった株に坪状に発生する。また育苗中の高温高湿条件に、腐敗症として発病する場合もある。種子伝染であるため、耕種的防除に重点をおく。</p> <p>(主な防除法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 種子伝染するので発生田からは採種しない。</li> <li>・ 塩水選と種子消毒を行う。</li> <li>・ 育苗期間中に高温と常時湿潤状態にしないように、温度管理とかん水を適正に行う。</li> </ul>
紋枯病	<p>分けつ期から発生しはじめ、穂ばらみ期以後に上位葉鞘に進展する。おもな伝染源は、前年の病株から田面や畔に落ちた菌核である。病わらや畦畔雑草なども伝染源となる。本菌は高温を好み、侵入には高い湿度を必要とする。高温多湿の時にはまん延が著しい。多肥密植などイネがよく繁茂するような場合に発病が多くなる。また、出葉後5～6週間たつとその葉鞘に病斑が進展する。薬剤防除はこの時期をねらって行くと病勢の上位葉鞘への進展を抑え、効果が高い。薬剤は株元によく付着するように散布する。</p> <p>(主な防除法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窒素肥料の多用を避ける。</li> <li>・ 密植を避け、冠水しないようにする。</li> </ul>

<p>イネミズ ゾウムシ</p>	<p>昭和 60 年に新しく発生した侵入害虫で、越冬成虫の 1 期作本田への移動は植付後の 3 月中・下旬頃である。第 1 世代幼虫は 4 月上旬からみられ 5 月上旬に最も多く、第 2 世代幼虫は 2 期作の分けつ期（9 月上旬）に発生するが、第 1 世代幼虫に比べてきわめて少ない。本種による被害は、成虫による葉の食害と幼虫による根の食害によって起こり、とくに幼虫による被害が大きい。防除は薬剤の育苗箱施用が効果的である。水苗代および育苗箱施薬の行えなかった場合や成虫密度の高い地域では田植後 10～15 日後に水面施用剤を散布する。</p> <p>（主な防除法）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 稚苗は成虫の食害による被害が大きいので、健全な中、成苗を移植する。</li> <li>・ 根腐れの発生するような水田では、幼虫による被害が大きいので深水を避け、また間断 かんがいを行って根の健全化をはかる。</li> <li>・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。</li> </ul>
<p>コブノメ イガ</p>	<p>年 7～8 回発生し、幼虫態でイネ科雑草で越冬する。沖縄本島では、第 1 回成虫は 3 月中旬から 4 月上旬に現われ、水田における第 1 世代幼虫が 4 月中旬～5 月上旬頃に発生し、その後世代を重ねるにつれ密度が高まり、9 月～10 月頃に（第 5～6 世代幼虫）もっとも多くなる。八重山での第 1 回成虫および幼虫の発生は、沖縄本島より 15 日内外早い。防除は、1 期作では分けつ盛期から出穂期に重点をおき、2 期作では、密度が高く世代の重複で各態が混在しているため、活着期から計画的な防除が必要である。幼虫ふ化期が防除適期にあたり、手遅れになると防除効果があがらない。</p> <p>（主な防除法）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 期作のはじめから多発するため、本田移植後から計画的な薬剤防</li> </ul>



	<p>除をする。また2期作は幼虫と成虫が混在するため粒剤と液剤を併用して防除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・葉色が濃く、過繁茂に被害が多くなる傾向があるため多肥を避ける。</li> </ul>
セジロウ ウンカ	<p>多飛来年以外はめったに坪枯れを起さない虫である。防除はトビイロウンカとの同時防除とする。(トビイロウンカを参照)</p>
ツマグロ ヨコバイ	<p>ヨコバイ類は、直接被害よりも黄萎病、黄葉病などの媒介虫として重要である。1期作および2期作ともに育苗期の徹底防除ならびに本田初期の広域一斉防除に努める。</p> <p>(主な防除法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休閑田の早期耕起およびほ場周辺の雑草防除を行い、発生源を少なくする。</li> <li>・箱育苗施設や水苗代の周辺に寒冷紗を張って媒介虫の飛び込みを少なくする。</li> </ul>
トビイロ ウンカ	<p>本種は4月頃から発生するが、1期作における被害発生は少ない。2期作では8月下旬頃から急増し、10月下旬～11月上旬頃にもっとも多くなり、坪枯れを生ずることが多い。9月上旬に10株当たり虫数3～5頭以上の場合は収穫以前に坪枯れが生ずるので、早期発見に努め防除を行う。なお、本種は褐穂黄化病(イネグラッシースタント病)およびせん葉萎縮病(イネラギッドスタント病)を媒介し、ウイルス媒介虫としても重要である。</p> <p>(主な防除法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出穂後の防除ではウンカが加害している株の基部まで薬剤が到達しない場合があるので、基部にいきわたるよう注意する。</li> <li>・突発型害虫であるため、ほ場巡回の徹底、発生予察情報を活用する</li> </ul>

<p>斑点米カ メムシ類</p>	<p>1 期作、2 期作ともにイネが出穂を始めると穂に集まって吸汁加害する。加害穂は稔実が悪くなるだけでなく斑点米を生じ、米の品質が低下する。本県での玄米等級を低下させる最大の原因である。防除は穂揃期とその7～10 日後の2 回を目安に行なう。</p> <p>(主な防除法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植付時期を統一する。</li> <li>・ 出穂期以降は液剤による地域での共同防除が効果的である。</li> <li>・ 休耕田やほ場周辺の雑草は、繁殖・飛来源となるのでイネの出穂前に除去する。</li> </ul>
<p>スクミリ ンゴガイ</p>	<p>本種は周年活動するが、12 月～2 月にかけては繁殖力が低下する。摂食は水中でのみ行われ、発芽時の幼植物や軟らかい植物を好んで摂食する。イネでは、代かきにより雑草がなくなるため、移植直後から2～3 週間の苗が食害を受けやすい。したがって、防除は耕種的防除を中心に行い、薬散は上記期間における食害防止に有効である。</p> <p>(主な防除法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貝および卵塊を捕殺する。</li> <li>・ イネの被害は移植直後の幼苗ほど被害を受けやすいので中・成苗移植を行う。</li> <li>・ 本種は水中でしか摂食できないので、移植後2～3 週間は浅水管理(1 cm 以下)を行う。</li> <li>・ 貝殻の破壊や土中への埋没を図るため、休閑期に1～2 回耕起を行う。</li> <li>・ 基肥の窒素分として石灰窒素を施用すると殺貝に有効である。</li> </ul> <p>※石灰窒素は、1 期作では30 kg/10a を施用して基肥を3 割減肥し、2 期作では20 kg/10a 施用して基肥を2 割減肥する。散布は、耕起、</p>

	<p>湛水（水深2～3cm）後3～4日目に行い、散布後2～3日間は落水や掛け流しをしないようにする。田植えは、10日以上放置後代かきして行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取水口や排水口には5mm以下の金網を張り侵入を防ぐ。</li> </ul>
--	---

## (2) キャベツ

指定有害 動植物	総合防除の内容
菌核病	<p>本菌は被害部に生じた菌核で越冬し、気温が20℃前後で降雨が多く多湿になると子のう盤を生じ、子のう胞子が飛散してまん延する。キャベツ栽培上、最も被害の大きい病害であるので注意する。</p> <p>(主な防除法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連作を避ける。とくにレタスなど本病が発生しやすい作物の輪作は避ける。</li> <li>・被害株は菌核を形成しないうちに、早めに抜き取りビニール袋等へ入れ圃場外へ持ち出し処分する。</li> <li>・反転耕を行う。</li> </ul>
黒腐病	<p>病原菌は、種子に付着して伝染し、また被害茎葉とともに土中に残存して土壌伝染する。本菌はおもに葉縁の水孔あるいは茎葉の傷口から侵入し発病する。本病は5月から秋にかけて発生し、とくに連作畑やは種および定植時に多雨が続くと多発しやすい。台風などの強風雨で茎葉が傷つけられると発病しやすい。</p> <p>(主な防除法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・種子消毒を行う。</li> <li>・アブラナ科作物の連作を避け、イネ科、マメ科作物等を輪作する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・り病株の処分など、ほ場衛生に留意する。</li> <li>・害虫を防除する。</li> </ul>
アブラムシ類	<p>アブラムシ類は繁殖力が著しいので、早期防除に努め、植付時の粒剤散布と生育期の散布剤を組み合わせた防除に努める。</p> <p>(主な防除法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーポリマルチもしくはシルバーポリテープ又は風上方向に防風ネットを設置する。</li> <li>・ほ場内及びその周辺の除草に努める。</li> </ul>
モンシロチョウ	<p>年7～8世代をくりかえし、3月～6月、10月～11月に発生が多い。成虫の飛来、産卵状況から幼虫の発生時期・量を検討し、防除はできるだけ若齢期をねらって行う。なお、若齢幼虫は葉裏にいるので、薬剤は葉裏に散布する。コナガ、ケブカノメイガ、ハイマダラノメイガなどが同時に発生しているときは薬剤の選定に注意する。</p> <p>(主な防除法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの天敵がいるので、選択性殺虫剤を用いることで、効果的な防除が期待できる。</li> <li>・幼虫は見つけ次第捕殺する。</li> <li>・ほ場内及びその周辺の除草に努める。</li> </ul>

### (3) レタス

指定有害動植物	総合防除の内容
菌核病	<p>本菌は多犯性の病原菌で、低温多湿条件下で発生する。前年の被害株に生じた菌核が脱落し、土壌中で5年以上生存し、翌年の伝染源となる。伝染は、菌核から直接菌糸が形成する場合と子のう盤上の子の</p>

	<p>う胞子が飛散する場合とがある。</p> <p>(主な防除法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・密植栽培を避け、通風をよくする。</li> <li>・連作は避け、輪作を行う。</li> <li>・被害株は見つけ次第取り除く。その際、菌核もできるだけ取り除く</li> <li>・収穫後の切り株は取り除き、ほ場衛生に努める。</li> </ul>
アブラムシ類	<p>アブラムシ類は繁殖力が著しいので、早期防除に努め、植付時の粒剤散布と生育期の散布剤を組み合わせた防除に努める。</p> <p>(主な防除法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーポリマルチもしくはシルバーポリテープ又は風上方向に防風ネットを設置する。</li> <li>・ほ場内及びその周辺の除草に努める。</li> </ul>

#### (4) トマト

指定有害動植物	総合防除の内容
うどんこ病	<p>本病は <i>Erysiphe cichoracearum</i>、<i>Leveillula taurica</i> の2種の病原菌が関与する。両菌とも子のう菌で分生胞子によって伝染する。気温が25℃ぐらいで乾燥条件下で多発生する。<i>Leveillula taurica</i> は、トマトのほかトウガラシ、ピーマン、オクラ、にがうりに寄生するので、これらの作物が付近に栽培されている場合は、注意する。</p> <p>(主な防除法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内換気を十分に行う。</li> <li>・発病葉は早めに除去し、ほ場衛生に努める。</li> <li>・排水を良好にして過湿を避ける。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窒素肥料の多用や偏用は避ける。</li> </ul>
疫病	<p>葉、茎、果実などのあらゆる部分に発病する。病原菌は被害植物体上の卵胞子で越冬し、分生胞子で伝染する。本病は比較的低温（17～20℃）で雨の多い時期に発生が多い。低温、多湿が発病を誘発するので、とくに多湿にならないように注意する。また本菌の中には、ばれいしょにも強い病原性を示すものもある。</p> <p>（主な防除法）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定植苗は厳選し疫病の疑いのあるものは植えない。</li> <li>・敷草やビニールマルチをして病原菌の土面からの伝染を防ぐ。</li> <li>・過繁茂にならないよう、肥料の施用には注意する。</li> <li>・排水や換気を良くし、多湿を避ける。</li> <li>・発病初期の病葉、病果は見つけ次第直ちに処分する。</li> </ul>
黄化葉巻病	<p>本病の病原ウイルスは、タバココナジラミの成虫によって媒介され、トマトのほか、ミニトマト、ピーマン、タバコ等のナス科植物、雑草のノゲシ、エノキグサ、ウシハコベ、ムラサキカタバミ等にも感染する。タバココナジラミは、一旦ウイルスを獲得すると死亡するまで伝搬能力を持つ。本病は、接木伝染はするが、汁液伝染、種子伝染、土壌伝染はしない。防除は、ウイルスの施設内への持ち込みや保毒虫の侵入を防止するため、無病苗の植え付けとタバココナジラの防除を徹底する。</p> <p>（主な防除法）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タバココナジラミが寄生している苗を使用しない。</li> <li>・病株は、早急に抜き取り処分する。</li> <li>・野良トマトや施設内外の雑草は、発生源となる恐れがあるので除去</li> </ul>

	<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 抵抗性品種を利用する。</li> <li>・ 施設栽培では、栽培終了後、蒸し込みし、トマトを完全枯死したのを確認して処分する。</li> <li>・ 黄色粘着板を用いて、タバココナジラミの発生を確認する。</li> <li>・ タバココナジラミの侵入防止のため、施設の開口部には目合いの細かい防虫ネットを使用し、出入口は二重カーテンを展帳する。</li> </ul>
すすかび病	<p>病原菌は被害植物の残さで越年し翌年の伝染源となる。多湿条件で発病しやすく密植、過繁茂、換気不十分の施設栽培で発病しやすい。</p> <p>(主な防除法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害植物の残さを処分する。</li> <li>・ 施設内の換気を図る。</li> <li>・ 窒素過多を避ける。</li> <li>・ 排水を良好にして多湿を避ける。</li> </ul>
灰色かび病	<p>本病原菌は多犯性で各種作物を侵す。また、薬剤耐性がつきやすく防除困難な病害である。本菌は、り病植物体や各種植物体上で腐生的に生存し、伝染源となる。果実、花、葉、茎などで発病するが、とくに果実での発生や被害が多い。</p> <p>(主な防除法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 密植を避ける。</li> <li>・ 多湿にならないように気をつける。</li> <li>・ 被害植物残さ、受粉の終わった花卉などの除去。</li> </ul>
葉かび病	<p>本病は葉だけに発生する。病原菌は被害植物とともに越年し、伝染源となる。種子伝染するほか被害茎葉、古い資材に付着して菌糸、分</p>

	<p>生孢子によって空気伝染する。発生は気温が 20～25℃で多雨で湿度が高くなると発生しやすく、密植して繁茂し通気不良となった時発病が著しくなる。</p> <p>(主な防除法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒済み種子を用いる。</li> <li>・抵抗性品種を用いる。</li> <li>・過度の密植は避ける。</li> <li>・施設では換気を行う。</li> <li>・肥料切れさせないようにする。</li> <li>・かん水はやりすぎないようにする。</li> </ul>
<p>コナジラ ミ類</p>	<p>年に 10 数回以上の世代をかさね、施設内で特に多発しやすい。多くの殺虫剤に強い抵抗性を示す。被害は尻から排泄された甘露により「すす病」が発生し、果実や葉を黒く汚す。また、成虫や幼虫の吸汁により生育不良となり、果実の肥大が止まることもある。防除は耕種的防除法に重点をおき、施設内への飛来防止や育苗中の徹底防除を行い、苗による持ち込みを防ぐこと、さらに発生源となっている周辺雑草の除去に努める。</p> <p>(主な防除法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内への飛来防止や育苗中の徹底防除を行う。</li> <li>・施設栽培ではとくに苗による持ち込みを防ぐ。</li> <li>・栽培終了後には蒸しこみ処理を行い、施設外への分散を防止する。</li> </ul>



(5) ピーマン

指定有害 動植物	総合防除の内容
うどんこ 病	<p>病原菌は、ピーマンのほかトウガラシ、トマト、オクラ、にがうりに寄生する。り病株の表面は淡黄斑を生じ、病状が進むと葉の表にも菌叢(きんそう)があらわれ落葉する。空気の流れが停滞し、乾燥状態で発生しやすく、水には弱い。したがって、露地栽培や施設栽培に関わらず、あまり乾燥させないようにすることが重要である。本病は12月上旬から発病がみられ4月～6月にまん延して7月中旬頃まで発生がみられる病勢が進行すると防除が困難になるので、早期防除に努める。</p> <p>(主な防除法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発病して落葉した葉は早めに除去し、ほ場衛生に努める。</li> <li>・乾燥しすぎないようにする。</li> <li>・排水を良好にして過湿を避ける。</li> <li>・窒素肥料の多用や偏用は避ける。</li> </ul>
アブラム シ類	<p>アブラムシはウイルスを媒介するので、防除のねらいもウイルス対策に重点をおく。なお、多発生すると著しく生育を阻害するので薬剤散布を早目に行う。</p> <p>(主な防除法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・露地栽培では、シルバーポリマルチを行い、さらにシルバーポリテープを畦上に張りだすか、吊したりして有翅虫の飛来定着を防ぐ。</li> <li>・施設栽培では、近紫外線除去フィルムの利用により、有翅虫の施設内への侵入を防止する。</li> <li>・施設栽培の苗床や本圃の側面は、防虫ネットで被覆し、有翅虫の侵</li> </ul>

	入を防止する。
--	---------

(6)かんきつ

指定有害 動植物	総合防除の内容
かいよう 病	<p>病原菌は病斑部で越冬するので罹病葉をできるだけ除去し、病原菌密度をさげることが最も大切である。また、病原菌は傷口侵入が多いので防風林、防風垣を整備し、ミカンハモグリガの防除を徹底し、風害や食害を防止することにより傷口を出来るだけ少なくする。病原菌を含んだ雨滴も広範囲に飛散するので防風対策は重要である。組織内に侵入した病原菌に対しては薬剤の効果はほとんどないので、発芽から展葉するまでの2月上旬～4月上旬にかけてと台風通過前後に薬剤散布を徹底し、予防散布を原則とする。</p> <p>(主な防除法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防風林または防風垣を設置する。</li> <li>・発芽前に罹病枝葉を摘除する。とくに秋芽の罹病枝はできるだけ取り除く。</li> <li>・窒素質肥料の過用を避ける。</li> <li>・ミカンハモグリガの防除を徹底する。</li> </ul>
黒点病	<p>病原菌は枯枝で越冬し、この枯枝が唯一の伝染源となる。枯枝を発生させないように樹勢の維持につとめ、枯枝は見つけしだい除き処分する。水媒伝染性の病害で、被害は落花後から収穫前までの降雨に左右される。したがって、薬剤散布は5月上旬～6月中旬までに重点をおき、降雨条件（累積降水量 200mm を目途）によって散布時期、回数を判断する。</p>

	<p>(主な防除法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の防風樹も含めて枯枝は丁寧に剪定、除去処分する。</li> <li>・密植園の間伐や老木の更新等、枯枝の発生を少なくするよう努める。</li> <li>・降雨後は園内が早く乾くように、通風採光に留意した管理を徹底する。</li> </ul>
そうか病	<p>病原菌は前年の被害部で菌糸の状態越冬し、伝染源となるので春梢の発病を防止することが防除の要点である。越冬病原菌は翌春気温が上昇し、降雨があると病斑上に胞子をつくり雨水によって新葉や果実に伝染し、その後、新しくできた病斑上の胞子によって次々に伝染する。春葉の感染期間は展葉初期から伸長停止期まで、果実は落花期から梅雨末期までである。風当りの強い園に発病が多く、春の季節風をうける園では防風対策に留意する。防除は2月下旬～5月上旬にかけて薬剤散布を行う。</p> <p>(主な防除法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・罹病枝、罹病葉を取り除き伝染源を極力少なくする。</li> <li>・窒素過多にならないように施肥に注意する。</li> <li>・降雨後の濡れの時間をできるだけ短くするため、密植を避け通風をよくする。</li> <li>・傷口からの感染を防止するため防風対策を徹底する。</li> </ul>
アザミウマ類	<p>ミカンに寄生するおもなアザミウマは、クロトンアザミウマ、ヒラズハナアザミウマ、チャノキイロアザミウマである。アザミウマは口器で果実の表皮細胞を浅く傷つけ吸汁する。1頭の虫が広い範囲に加害するため低密度でも大きな被害をもたらす。被害は果実の果梗部と果頂部に大別できる。果梗部の被害は幼果期に、がくと果皮のすきま</p>

	<p>に潜入して果皮を加害するため、その部分にリング状またはガクと相似形の灰白色の傷跡が生じる。果頂部の被害部を中心に、灰白色～茶褐色の雲形状の傷跡が生じる（果頂部前期の被害5月～6月）。これらの傷によって果実の商品価値が著しく低下するため、寄生果率10～15%を目安に防除する。黄色粘着トラップを園内に設置して発生状況を把握する。また、発生源である防風垣のイヌマキなどにも薬剤散布を行う。</p>
<p>アブラムシ類</p>	<p>本県のカンキツ類に発生するおもなアブラムシは、ワタアブラムシ、ミカンクロアブラムシ、モモアカアブラムシ、ミカンミドリアブラムシ（異名：ユキヤナギアブラムシ）などである。これらは一般に春芽が伸びる2月～4月に発生し、夏芽の時期（7月）と秋芽（9月～10月）に最も多く群集し、発生も爆発的である。アブラムシ類は口針を葉や茎の師管部に挿入し植物汁液を吸収することにより組織の正常な発育を妨げ、葉巻きや萎縮などの直接的な被害を及ぼすほか、すす病の誘発やウイルス病の媒介をする。このため、春芽の伸びる2月～4月に残効の短い薬剤でローテーション散布に努めると同時に、薬剤抵抗性の出現に注意する。</p>
<p>ハダニ類（ミカンハダニ、ミカンサビダニ）</p>	<p>（ミカンハダニ）</p> <p>周年を通して各態が混在し、卵を除くすべてのステージが加害する。発生は・園・年次・越冬量によって異なる。一般に風当たりが少なく、日当たりのよい乾燥した温暖な園で発生が多い。発生のピークは6月～7月および9月～10月に多く、この時期に重点防除を行う。発生量は園および樹によって著しく異なるため、防除は1葉当り雌成虫0.5～1.0頭、寄生葉率10～20%を目安に行い、常に激発前に抑える。また、薬剤抵抗性の出現を防ぐためマシン油乳剤を積極的に使用</p>

	<p>して、同一・同系統薬剤の連用を避け、数種類の薬剤を輪用する。とくに、合成ピレスロイド系はリサージェンスを起こす場合があるため、薬剤の選択には注意する。</p> <p>(ミカンサビダニ・リュウキュウミカンサビダニ)</p> <p>年間世代数は15世代と推定される。1雌当たりの産卵数は平均22個。発育期間が短く全部が雌であるため短日で高密度に達する。卵・成虫とも肉眼では確認しにくい。本種による被害果は果皮がかさかさに変色し、初期の被害は灰白色、後期はチョコレート色となり、象皮病の症状をおこす。防除は果実に被害が認められるようになってからでは手遅れなので、予防に重点をおく。常に発生するほ場では梅雨明け直後（6月中旬）に散布を行う。また、梅雨期に降水量が少なく、気温が高く推移する場合は秋の発生が多くなるので追加散布を行う。ジネブ剤、ジマンダイセン水和剤などは黒点病との同時防除ができるので、これらの薬剤を散布しているほ場ではダニ剤の単用散布は控える。</p>
--	---

(7) かんしょ（さつまいも）

指定有害 動植物	総合防除の内容
基腐病	<p>地際部の茎及び茎に近い部分の塊根が黒色～暗褐色に腐敗する。被害が進行すると、茎の上部及び塊根全体に腐敗が拡がり、乾燥して硬くなり、やがて株が枯死する。</p> <p>本菌は、主にヒルガオ科植物のみに感染し、現時点で栽培作物での被害は、「かんしょ」のみである。</p> <p>罹病したつるや塊根が伝染源となり広がる。本菌は、罹病残さ物の</p>

	<p>中では長期に残り、土壌伝染する。</p> <p>(主な防除法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・植付前に、排水対策を十分に行う。</li> <li>・種いも・つる苗消毒を徹底する。</li> <li>・種いも・つる苗は、発生ほ場から取らない。</li> <li>・汚染の恐れのある種いも・つる苗は、褐変や腐敗のないものを選別する。</li> <li>・苗床は、本病の発生していない新植ほ場に設置する。</li> <li>・さとうきび等との輪作を行う。</li> <li>・ほ場の塊根残渣や野良いも処理のため、天地返しや耕耘を数回丁寧に行う。</li> <li>・発病株は、発見次第抜き取り、ほ場外で適切に処分する。</li> <li>・発生ほ場では、収穫を早めに行う。特に、かんしょ肥大期の台風による茎の損傷増加と加湿状態が続く時は、早めに収穫する。</li> <li>・収穫後、ほ場からかんしょ残さを速やかに除去する。</li> <li>・本病発生ほ場で使用した資材及び機材は、他のほ場に使用する時は土などをきれいに落とし、洗浄する。</li> </ul>
<p>ナカジロ シタバ</p>	<p>春夏期の雨の多い年に多発する傾向がある。老齢幼虫になると薬剤の効果が低下するので早期発見に努め、若齢幼虫のうちに防除を行う。</p> <p>(主な防除法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連作を避け、作型を統一する。</li> </ul>

(8) さとうきび

指定有害 動植物	総合防除の内容
カンシャ コバネナ ガカメム シ	<p>年3回の発生を重ね、成虫および卵で越冬する。第1世代卵は、3月下旬～4月にかけて一斉にふ化する。幼虫の発生は、第1世代は4月～5月、第2世代は7月～8月、第3世代は9月～10月に最盛期になる。第1世代の若齢幼虫期（2.5齢期）で1茎当たり10～20頭（要防除密度）を超えると被害が出始め、多発すると20%以上の減収をもたらすことがある。防除は第1世代の若齢幼虫をねらい、ふ化最盛期の後半にあたる2.5齢期（宮古・八重山地区では4月上旬～中旬、沖縄本島では4月下旬～5月上旬）に行うのがもっとも効果的である。その際、作型により、発生の時期や程度が異なるので、以下のような作型に対応した効率的な防除対策を図ることが望ましい。</p> <p>○春植え：第1世代の発生密度は通常要防除密度より低く、必ずしも防除する必要はない。しかし、前作がさとうきびで越冬卵密度が高かった場合や隣接ほ場で多発した場合には、ある程度発生することもあるので注意する。</p> <p>○新植夏植え（7月～8月植え）：第1世代から多発しやすく、防除の必要性は高い。</p> <p>○新植夏植え（9月～10月植え）：第1世代の発生密度は通常要防除密度より低く、必ずしも防除する必要はない。しかし、第2世代で年により極めて多発しやすいので、その際は防除するのが望ましい。</p> <p>○初回株出し：第1世代でもっとも多発しやすい作型であり、要防除密度をはるかに超えることが多いので、この時期に徹底した防除を行なう必要がある。</p>

	<p>○多回株出し：初回株出しに比べると発生密度はかなり低減するが、要防除密度をやや超える場合の方が多く、第1世代の防除を行う方が安全である。</p> <p>(主な防除法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放任ほ場および収穫後の更新のための放置ほ場は、飛翔能力をもち新植ほ場へ侵入しやすい長翅型成虫の発生源の一つであるため、収穫後は早急に耕起し、適切なほ場管理を行う。</li> <li>・地域の作型を夏植え偏重にしない。</li> <li>・夏植の植付け時期をあまり早くしない（9月以降が望ましい）。</li> <li>・多発地域では抵抗性品種を植える。</li> </ul>
<p>メイチュウ類</p>	<p>(カンシャシンクイハマキ)</p> <p>年6～7回の世代を繰り返す。成虫は夕方から活動し、夜間に産卵する。ふ化幼虫は成長点部に食入し心枯れをおこす。年中各ステージの発生がみられ、4月～6月頃に発生が多くなる。成茎への食害は二次的に赤腐病の発生を助長する。防除は生育初期の加害による心枯れ防止をねらい、食入初期の幼虫を対象に重点防除を行う。</p> <p>(イネヨトウ)</p> <p>年6～7回の世代を繰り返す。成虫は夕方から活動し、夜間に産卵する。ふ化幼虫は成長点部に食入し心枯れをおこす。年中各ステージの発生がみられ、4月～6月頃に発生が多くなる。成茎への食害は二次的に赤腐病の発生を助長する。防除は生育初期の加害による心枯れ防止をねらい、食入初期の幼虫を対象に重点防除を行う。また、イネ科雑草も発生源となるため、除草も重要である。</p> <p>(主な防除法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イネ科雑草を除去する。</li> </ul>



(9) きく

指定有害 動植物	総合防除の内容
白さび病	<p>本菌は、寄主植物体内に潜状し、多湿条件で夜温が10～15℃のとき多く発病する。したがって発病前からの予防に努める。施設栽培では2月～3月頃から発病がみられる。本病の発生は降雨が長く続くと急に多発することがある。</p> <p>(主な防除法)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・根分けする親株は健全なものだけを選ぶ。</li><li>・苗に病斑のあるものは取り除く。</li><li>・排水をよくして日当たりや通風を良好にする。</li><li>・窒素肥料の多施用は発病を助長するため施肥に十分注意する。</li></ul>
アザミウ マ類	<p>(クロゲハナアザミウマ)</p> <p>本種の被害は葉の表面が褐変、萎縮、ケロイド症状となって現れる。新芽の被害は葉が褐変し、成長が阻害される。きくその他、コスモス、ヨモギ、バジルでの被害が確認されている。</p> <p>(ミカンキイロアザミウマ)</p> <p>本種は花卉類の重要な害虫で防除が困難な害虫である。被害は花卉にかすり症状が生じ、部分退色やひどい場合には花全体が褐変し枯れ上がる。開花前までの被害は目立たないが開花した花で急速に数を増し、大きな被害を生じさせる。幼虫は新芽、新葉、花に寄生し、成虫はおもに花を吸汁加害する。そのため、開花直前の防除に重点をおく。</p>

	<p>(ミナミキイロアザミウマ)</p> <p>成虫幼虫とも未展開葉、新芽付近に生息し、展開葉には幼虫は少ない。被害は新芽付近を加害されることで生じ、葉の表に黄斑や退色が生じる。さらに被害が進むとケロイド状となり、奇形葉となる場合もある。</p> <p>(主な防除法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生育初期は農薬散布と粒剤処理を組み合わせることで防除を徹底する。</li> <li>・定期的なローテーション防除を徹底する。</li> <li>・圃場における害虫の発生状況をよく観察する。</li> <li>・地際部から新しくでてきた脇芽は、アザミウマが増殖しやすいので、早めに除去する。</li> <li>・他府県や外国から苗を導入するときには発生のない健全なものを入れる。</li> </ul>
アブラムシ類	<p>アブラムシ類はきくの新芽および茎葉などに群を作って寄生し年中発生する。とくに10月～翌年4月にかけて多発し、生育を著しく阻害するため発生初期の防除に重点をおく。</p> <p>(主な防除法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シルバーテープをつり吊げ、アブラムシ有翅虫の飛来を防止する。</li> <li>・施設栽培では、有翅虫の飛び込みを防ぐため、防虫ネットを設置する。</li> <li>・圃場周辺の雑草を除去する。</li> </ul>
ハダニ類	<p>きくの害虫のうちで、ダニ類はとくに施設栽培などで多く発生する。茎や葉などから汁液を吸収するので、葉や花が小さくなり被害がすすむと葉色は黄味色となり新葉部がちぢれ、一見ウイルス病のよう</p>

	<p>になり生育が阻害される。</p> <p>(主な防除法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・葉のつけ根や新葉部に寄生が多いので発生初期に防除を行う。</li> <li>・定期的なローテーション防除を徹底する。</li> <li>・ハダニが寄生した葉などは速やかにほ場外へ処分する。</li> </ul>
--	--

(10) 作物共通

指定有害 動植物	総合防除の内容
オオタバ コガ	<p>(主な防除法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。</li> <li>・寄生果を見つけ次第、除去する。</li> <li>・作物残さを適切に処分する。</li> <li>・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。</li> <li>・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネット被覆を行う。</li> <li>・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。</li> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。</li> <li>・交信かく乱剤を使用する。</li> <li>・生物農薬を活用する。</li> </ul>
シロイチ	<p>(主な防除法)</p>

<p>モジヨトウ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。</li> <li>・卵塊や若齢幼虫が群生している葉を見つけ次第、除去する。</li> <li>・作物残さを適切に処分する。</li> <li>・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。</li> <li>・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネット被覆を行う。</li> <li>・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。</li> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。</li> <li>・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。</li> <li>・交信かく乱剤を使用する。</li> <li>・生物農薬を活用する。</li> </ul>
<p>ハスモンヨトウ</p>	<p>(主な防除法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。</li> <li>・卵塊や若齢幼虫が群生している葉を見つけ次第、除去する。</li> <li>・作物残さを適切に処分する。</li> <li>・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。</li> <li>・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネット被覆を行う。</li> <li>・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。</li> <li>・交信かく乱剤を使用する。</li> <li>・生物農薬を活用する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。</li> <li>・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。</li> </ul>
ヨトウガ	<p>(主な防除法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。</li> <li>・卵塊や若齢幼虫が群生している葉を見つけ次第、除去する。</li> <li>・作物残さを適切に処分する。</li> <li>・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。</li> <li>・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネット被覆を行う。</li> <li>・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。</li> <li>・交信かく乱剤を使用する。</li> <li>・生物農薬を活用する。</li> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。</li> </ul>
コナガ	<p>(主な防除法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。</li> <li>・卵や若齢幼虫が寄生している葉を見つけ次第、除去する。</li> <li>・作物残さを適切に処分する。</li> <li>・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネット被覆を行う。</li> <li>・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。</li> <li>・交信かく乱剤を使用する。</li> <li>・生物農薬を活用する。</li> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。</li> <li>・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。</li> </ul>
<p>果樹カメムシ類</p>	<p>(主な防除法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生の多い地域では、防虫ネット等の設置や袋掛けを行う。</li> <li>・施設栽培では、防虫ネット等で施設開口部を覆うことにより、侵入防止を図る。</li> <li>・果実肥大期から成熟期まで加害が続くことから、飛来が確認された園地では薬剤散布等を実施する。</li> <li>・発生量や発生時期は、地域や園地で差があることから、発生予察情報を参考に、飛来のタイミングに合わせ（主に夕方）、園地内の見回り等を実施する。</li> </ul>

※（１）～（１０）の指定有害動植物の種類ごとの総合防除以外の農林水産大臣が指定する指定有害動植物について、県内における発生予察調査や発生状況やリスクを鑑み、必要に応じて県が新たに指定することができるものとする。

## 4 異常発生時防除の内容及び実施体制

### (1) 異常発生時防除の内容

法第22条の3第2項第3号に基づき、指定有害動植物が異常な水準で発生しており、急激なまん延を防止するため特に必要があると農林水産大臣が認めた場合（「異常発生時」）においては、以下の内容に取り組むこととする。

ア 化学農薬による防除を地域一斉に実施する。

イ 被害株や被害果のほか、発生源となり得る作物残渣の除去、被害樹の伐採、被害株のすき込み等を徹底する。

ウ 早期収穫する。

エ 次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理（雑草防除、土壌消毒等）を徹底する。

### (2) 異常発生時防除の実施体制

#### 1) 発生及び被害状況等の調査

異常発生時と認められた場合には、病虫害防除技術センターは普及機関や営農支援課と協力して対象病虫害の発生及び被害状況等の調査を行い、以下の内容について取りまとめ、随時、営農支援課に報告する。

ア 発生・被害状況

イ 発生の原因

ウ その他必要事項

#### 2) 防除対策の決定

営農支援課は、県関係機関及び関係団体等のうち必要な部署を招集して防除対策を協議し、防除の方針を決定する。関係機関は次のとおりとする。

## ア 県関係機関

- ・病虫害防除技術センター
- ・農業研究センター
- ・各農業改良普及機関
- ・糖業農産課
- ・園芸振興課
- ・営農支援課（農業環境班、農業革新支援班）

## イ 関係団体等

- ・市町村
- ・沖縄県植物防疫協会
- ・沖縄県農業協同組合
- ・沖縄県花卉園芸農業協同組合
- ・沖縄県農業共済組合
- ・沖縄県農業協同組合中央会

## 3) 防除対策の実施

2) で決定した方針について、各農業改良普及機関、市町村及び沖縄県農業協同組合は、病虫害防除技術センター、農業研究センター、営農支援課農業革新支援班と協力して、農業者に対して防除指導や情報提供等を行う。

病虫害防除技術センターは、県内の発生及び被害状況について継続的に情報収集し、発生・被害状況について取りまとめ、随時、県関係機関及び関係団体等と情報共有する。



## 5 病虫害防除の推進体制

法第 22 条の 3 第 2 項第 4 号に基づき、指定有害動植物の防除の推進体制を以下のとおり定める。

本県における効果的かつ効率的な病虫害防除を推進するため、県関係機関、市町及び関係団体は適切な役割分担のもと、相互に密接な連携を図るものとする。

### (1) 推進体制

#### 1) 県関係機関

- ・病虫害防除技術センター
- ・農業研究センター
- ・各農業改良普及機関
- ・糖業農産課
- ・園芸振興課
- ・営農支援課（農業環境班、農業革新支援班）

#### 2) 関係団体等

- ・市町村
- ・沖縄県植物防疫協会
- ・沖縄県農業協同組合
- ・沖縄県花卉園芸農業協同組合
- ・沖縄県農業共済組合
- ・沖縄県農業協同組合中央会

## (2) 県関係機関・市町・関係団体の役割

### 1) 県関係機関

県関係機関は、本県における効果的かつ効率的な病虫害の防除を図るため、次の点に留意する。

- ・相互の情報共有と病虫害の発生状況の的確な把握
- ・発生予察情報等の発生状況に関する情報の迅速な提供
- ・発生状況に応じた適切な防除指導
- ・課題となる病虫害についての防除技術の開発・普及
- ・県病虫害総合防除計画を踏まえた指導・助言

### 2) 市町村

市町村は、県病虫害総合防除計画をホームページ等により農業者等に周知を行う。また、県及び関係団体と連携しながら、必要に応じて、市町村区域内の農業者への発生予察情報等の情報提供等を含む防除指導を行う。

### 3) 関係団体

関係団体は、県及び市町村と連携し、効果的な病虫害防除の推進に協力するとともに、必要に応じ、農業者等への指導・助言を行う。

### 4) 農業者

農業者は、自ら栽培する農産物の安定生産を図り、周辺ほ場や地域への指定有害動植物のまん延を防止するため、総合防除の実施に努める。

## 6 その他事項

### (1) 計画の改訂

国は、5年毎に総合防除基本指針に再検討を加え、必要があると認めるときは変更するとしていることから、本計画は、国の総合防除基本指針の変更等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。